

伊藤忠人事総務サービス株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容

目標:管理職群に占める女性割合 50%を目指す。

<取組内容>

2022年4月～ 利用できる両立支援制度(短時間勤務制度・フレックスタイム制度・在宅勤務等)につき社内イントラ紹介等を通じて周知・推進する

2022年10月～ 管理職候補となる男女労働者に対し育成研修を実施する

2023年4月～ 多様なキャリアパス事例の紹介・女性管理職と女性労働者との交流機会の設定等による、キャリアアップへの意識啓発につながる取組を実施する

一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

1. 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい社内環境の整備を行うため、次のように規程制定、制度導入を既に実施しており、今後も引き続き継続する。

2. 既に実施し、今後も引き続き継続する規程制定および制度導入

①実施内容：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行った。

規程、導入、届出：

- 平成 23 年 10 月 1 日 育児及び介護休業等規程制定、制度導入。
(育児休業、給与等の取扱い、社会保険・住民税の取扱い及び育児休業後の取扱いを定めた)
- 平成 23 年 10 月 26 日 従業員代表意見書取得。
- 平成 23 年 10 月 27 日 三田労働基準監督署長宛届出、同日受理。

②実施内容：小学校 3 年生修了までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入した。

規程、導入、届出：

- 平成 23 年 10 月 1 日 育児及び介護休業等規程制定、制度導入。
(育児及び介護のための短時間勤務を定めた)
- 平成 23 年 10 月 26 日 従業員代表意見書取得。
- 平成 23 年 10 月 27 日 三田労働基準監督署長宛届出、同日受理。

③実施内容：育児フレックスタイム勤務制度を導入した。

- 令和元年 7 月 19 日 育児フレックスタイム勤務制度導入。
(フレックスタイム制度を育児短時間勤務者にも適用)

④実施内容：子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得を導入した。

- 令和 3 年 1 月 1 日 育児及び介護休業等規程改訂、制度導入。
(育児及び介護のための休暇の時間単位取得を定めた)

3. 取得実績及び実施計画

①育児休業取得実績（延べ人数）

58 人。

②実施計画

計画期間：平成 28 年 5 月 2 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 9 年間
内 容：今後も発生の都度、遅滞なく対応して行く。

以 上